

○砥部町地域部活動推進委員会設置要綱

令和8年6月29日

砥部町教育委員会告示第3号

(設置)

第1条 砥部町立中学校における部活動の段階的な地域展開を推進し、生徒及び教職員にとって望ましい環境を整備するため、砥部町地域部活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 部活動の地域展開に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域展開の運営体制に関すること。
- (3) 地域展開の支援措置に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域展開に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、砥部町教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) P T A関係者
- (4) 部活動関係団体関係者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱することができる。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(砥部町地域部活動検討委員会設置要綱の廃止)

2 砥部町地域部活動検討委員会設置要綱（令和5年砥部町教育委員会告示第9号）は、廃止する。